

事務連絡
令和3年6月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者が発生した事業所における濃厚接触者等の適切な把握について及び外国人労働者への支援や啓発等の好事例の紹介について

新型コロナウイルス感染症患者が発生した事業所において、感染拡大を早期に防止するためには、濃厚接触者等の特定及び濃厚接触者等への幅広い行政検査等を効率的に行う必要があります。そのためには、当該事業所の従業員を確実に把握することが重要となります。

また、日々雇用の者や外国人労働者は、とりわけ支援が届きにくいことから、事業所において日々雇用の者や外国人を雇用している場合、当該雇用者への十分な支援や情報の周知等が感染対策上、重要です。

こうしたことを踏まえ、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に必要となる事業所における濃厚接触者等の適切な把握に係る要請と外国人への支援や啓発等の好事例についてまとめましたので、貴職におかれては、下記について対応及び管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症患者が発生した事業所における濃厚接触者等の適切な把握について

- 新型コロナウイルス感染症患者が発生した事業所において、感染拡大を早期に防止するためには、濃厚接触者等の特定及び濃厚接触者等への幅広い行政検査等を効率的に行う必要があるが、濃厚接触者の特定等が聞き取りのみでは困難な場合もあることから、当該事業所の従業員を確実に把握することが重要である。もとより事業所においては、
①労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条の規定に基づく日々雇用の者を除く労働者名簿の調製、
②労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条の規定に基づく日々雇用の者を含む外国人労働者の雇入れ又は離職時の事業主（当該外国人労働者が派遣労働者である場合にあつ

ては、派遣元事業主)による外国人雇用状況の届出が義務づけられているところであるが、これら義務付けられている事項(※)だけでなく、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を、あらかじめ名簿等の形で把握し、感染症法第15条の規定に基づき保健所から求められた場合には情報提供を行うよう、管内事業所や関係機関等に対し要請すること。

※それぞれの法律において義務付けられている事項は以下の通り。

- ①労働者の氏名、住所、雇入れの年月日、退職の年月日及びその事由等
- ②外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間、生年月日、国籍・地域等
- 従業員が派遣労働者である場合、①及び②は、新型コロナウイルス感染症患者が発生した事業所(派遣先)ではなく、派遣元事業主が調製又は届出の義務を負うものである。労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第42条の規定に基づき、派遣先には、派遣労働者の氏名や派遣元事業主の名称及び事業所の所在地等を記載した派遣先管理台帳の作成・保存が義務づけられているところ、派遣先に対して対象となる派遣労働者に係る派遣元事業主の連絡先の提供を求め、当該派遣元事業主に対して上記の情報提供を求めること。
- また、都道府県労働局は、事業場における新型コロナウイルス感染症防止対策の取組状況の確認及び指導を行う場合があるので、保健所においてクラスター発生事業所を把握した際には、必要に応じて、都道府県労働局健康主務課にその情報を提供すること。都道府県労働局においても、感染予防対策の確認及び指導の一環として、当該事業者に対して、労働者の連絡先の把握と保健所への提供について啓発する予定である。
- 保健所が事業所に名簿の提供を求めると及び事業所がこれに応じ、労働者の同意なく連絡先等の情報を提供すること、若しくは保健所がクラスター発生事業所の情報を都道府県労働局健康主務課に提供することは、個人情報保護法等の観点からも問題がない。
- 外国人労働者において、事業所から連絡先が把握できず、他の労働者や関係者からも情報把握ができない場合には、必要に応じて都道府県等の外国人共生施策担当部局等と連携するとともに、出入国在留管理庁に相談することも可能である。

2. 外国人への支援や啓発等の好事例の紹介について

- 事業所において外国人を雇用している場合、当該外国人への十分な支援・情報の周知等が感染対策上重要である。外国人を雇用している事業所に対して、独自の取組を行っている自治体が見受けられるところ、これらの取組事例を以下のとおりまとめたので、参考にし、外国人労働者に対しても適切に感染対策上の対応が行き届くよう取組をお願いします。

(体制の構築や関係機関との連携等について)

- ・ 県と市町村で構成する「外国人県民感染対策チーム」を設置し、外国人を雇用する企業等への注意喚起を継続的に実施。
- ・ 都道府県労働局から外国人雇用事業所の情報の提供を受け、多言語での周知・啓発を実施。
- ・ 各国の駐日大使館等との連携。

(周知・啓発について)

- ・ 都道府県労働局から提供を受けた外国人雇用事業所情報に基づき、県内の外国人を雇用する全事業所に対して感染症対策に関するリーフレット等を送付するとともに、一定規模（500人）以上の事業所に県職員が直接訪問して対策を徹底。
- ・ 派遣先事業所のみならず、派遣元事業所に対しても周知・啓発を実施。
- ・ 外国人コミュニティのキーパーソン（県内在住の各国の団体・協会役員等、宗教施設の指導者等）を把握し、感染症対策に関する情報発信やリーフレットの配布を依頼。
- ・ 県・市で協力し、上記のキーパーソンのみならず外国人学校等を直接訪問し、感染防止対策の徹底を呼びかけ。企業にも直接訪問し、事業所における感染事例を示して注意喚起。また、企業に対し、送迎バスに乗る際の検温・消毒の実施の励行や、多言語のリーフレットの配布、外国人の方々が業務外においても、大人数で集まることがないように注意喚起を行うこと等を要請。
- ・ 県が有する外国人総合相談ワンストップセンターが開設する SNS を通じて、多言語で感染症対策に関する情報を発信。

(補助制度について)

- ・ 労働者派遣事業者が実施する送迎用車両における感染症予防対策（アクリル板、ビニールシート、空気清浄機、体温測定等の物品購入費）に対し、市と協調補助を実施。

